
ユニフォーム規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）の加盟登録団体（以下「チーム」という）のユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔ユニフォーム〕

1. 本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ及びソックスの3点を総称したものをいう。ただし、本規程第5条及び第9条においては上記に加えて GK キャップ、GK グローブ及びキャプテンアームバンドを含むものとする。
2. 前項に定めた以外のものについては、それぞれの競技規則及び大会要項によるものとする。

第3条〔着用義務〕

チームは、公式競技会の試合においては、当該公式競技会に登録したユニフォームを着用しなければならない。

第4条〔ユニフォームの色彩〕

1. ユニフォームのうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
2. シャツの前面と背面の主たる色彩は同じでなければならない。ショーツ及びソックスの前面と背面の色彩は同じでなければならない。
3. チームは、公式競技会の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。
4. 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
5. 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

第5条〔ユニフォームへの表示〕

ユニフォームに表示できるものは、チーム識別標章（チーム名、チームエンブレムもしくはその両方）、選手番号、ホームタウン名又は活動地域名、選手名、広告及び製造

メーカー識別標章（製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク）とする。

(1) チーム識別標章

シャツには、チーム識別標章を必ず表示しなければならない。シャツ以外へのチーム識別標章の表示は任意とする。チーム識別標章を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。

①シャツ（必須）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所： 前面

サイズ： 300cm² 以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所： 胸

サイズ： 100cm² 以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができる。

②ショーツ（任意）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所： 左右どちらかの前面に一ヶ所

サイズ： 12 cm²(縦2 cm) 以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所： 左右どちらかの前面に一ヶ所

サイズ： 50cm² 以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができる。ただし、ショーツの左右どちらか同じ側に表示するものとする。

③ソックス（任意）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所： 左右に一ヶ所ずつ

サイズ： 12 cm²(縦2 cm) 以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所： 左右に一ヶ所ずつ

サイズ： 50cm² 以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができない。

④ GK グローブ (任意)

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所: 左右どちらかに一ヶ所又は両方に一ヶ所ずつ

サイズ: 12 cm²(縦 2 cm) 以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所: 左右どちらかに一ヶ所又は両方に一ヶ所ずつ

サイズ: 50cm² 以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができない。

⑤ GK キャップ (任意)

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所: 任意

サイズ: 12 cm²(縦 2 cm) 以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所: 任意

サイズ: 50cm² 以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができない。

(2) 選手番号

シャツの前面及び背面には、選手番号を必ず表示しなければならない。選手番号は、服地と明確に区別し得る色彩(服地が縞柄等であって明確な識別が困難なときには、台地を付ける)かつ判別が容易なサイズのものでなければならない。選手番号を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。

① シャツ前面 (必須)

場 所: 任意

サイズ: 縦 10 cm-15cm

② シャツ背面 (必須)

場 所: 中央

サイズ: 縦 25 cm-35cm

③ ショーツ (任意)

場 所: 前面の左右どちらかに一ヶ所

サイズ: 縦 10 cm-15cm

④ GK グローブ (任意)

場 所: 任意

サイズ： 縦 2 cm以下

番号は整数の 1 から 99 を使用するものとし、0 は認められない。登録選手が 100 名以上の場合は 100 以上の番号の使用が認められるものとする。ただし、公式競技会に登録する際の選手番号については、当該競技会規程に定めるところに従うものとする。第 4 種のチームや身長 150cm 以下の選手等が着用する小さいユニフォームの場合は、サイズを適宜縮小することができる。

(3) ホームタウン名又は活動地域名

ホームタウン名又は活動地域名の表示は任意とする。ホームタウン名又は活動地域名を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。

①シャツ

場 所： 袖のどちらか一方又はシャツに表示したチーム識別標章の周辺

サイズ： 50cm² 以下

(4) 選手名

選手名の表示は任意とする。選手名を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。

①シャツ

場 所： 背面の選手番号の上（当該箇所に広告掲示がある場合は、選手番号の下）

サイズ： 縦 7.5 cm以下

②GK グローブ

場 所： 任意の場所に一ヶ所

サイズ： 縦 2 cm以下

③キャップ

場 所： 任意

サイズ： 縦 2 cm以下

(5) 広告

広告を掲示する場合は、本規程第 6 条から第 8 条による。

(6) 製造メーカー識別標章

製造メーカー識別標章の表示は任意とする。製造メーカー識別標章を付する場合の場所及びサイズは、次のとおりとする。

①シャツ

ア. 前面

表示できるもの： 製造メーカー名又は製造メーカーロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）

場 所： 胸に一ヶ所

サイズ： 20cm²以下

イ. その他

表示できるもの： ロゴマーク

場 所： 両肩又は両脇又は両袖口のいずれかに一ヶ所

サイズ： 幅 8 cm以下

形 状： 以下のいずれか

(ア) 単独のロゴマークを一ヶ所のみ配置

(イ) I. 同一のロゴマークを連続的に配置（各ロゴマーク間の距離は最大 2 cmとする）

II. 帯状のロゴマーク

②ショーツ

ア. 前面又は背面

表示できるもの： 製造メーカー名又はロゴマーク

場 所： 左右いずれかに一ヶ所

サイズ： 20cm²以下

イ. 両腰脇又は両裾

表示できるもの： ロゴマーク

場 所： 両腰脇又は両裾いずれかに一ヶ所

サイズ： 幅 8 cm以下

形 状： 以下のいずれか

(ア) 単独のロゴマークを一ヶ所のみ配置

(イ) I. 同一のロゴマークを連続的に配置（各ロゴマーク間の距離は最大 2 cmとする）

II. 帯状のロゴマーク

③ソックス

ア. 任意の場所

表示できるもの： 製造メーカー名又はロゴマーク

場 所： (a)左右一ヶ所ずつ、又は(b)左右二ヶ所ずつ

サイズ： (a)各 20cm²以下、(b)各 10cm²以下

イ. 上端

表示できるもの： ロゴマーク

サイズ： 幅 5 cm以下

形 状： 以下のいずれか

(ア) 単独のロゴマークを一ヶ所のみ配置

(イ) I. 同一のロゴマークを連続的に配置（各ロゴマーク間の距離は最大 2 cmとする）

II. 帯状のロゴマーク

④GK グローブ

表示できるもの： 製造メーカー名又はロゴマーク

場 所： 左右の任意の場所に一ヶ所ずつ

サイズ： 各 20cm² 以下

⑤キャップ

表示できるもの： 製造メーカー名又はロゴマーク

場 所： 任意の場所に一ヶ所

サイズ： 20cm² 以下

(7) その他

①大会マーク及びキャンペーンマーク等

本条1項の規定にかかわらず、本協会又は公式競技会主催者が指定した場合、大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示することができる。当該大会マーク及びキャンペーンマーク等を表示する場合の場所及びサイズは、原則として、本規程第7条(3)に定める広告の掲示のそれに準じるものとする。

②チームエンブレムを選手番号(シャツ背面)の中に含める場合

本条(1)①に加え、チームエンブレム(サイズ5cm²以下)をシャツ背中の選手番号中に表示することができるものとする。ただし、製造メーカー識別標章を含むその他の模様や文字等を表示することはできない。

③キャプテンアームバンド

キャプテンアームバンドには、チーム識別標章、選手番号、ホームタウン名、活動地域名、選手名、広告及び文字等を表示することはできない。ただし、製造メーカー識別標章及び「C」「Captain」「キャプテン」等のキャプテンであることを意味する文字については、50cm²以下のサイズ(並置する場合も含む)でこれを表示することができる。

④各国代表チーム及びプロクラブチーム等のレプリカの着用の禁止

チームは、各国代表チーム及びプロクラブチーム等のレプリカを着用して公式競技会に出場することはできない。

第6条〔広告の掲示(1)ー承認の手続き〕

1. ユニフォームに広告を掲示することを希望するチームは、当該チームが所属する都道府県サッカー協会に申請し、当該都道府県サッカー協会及び本協会の承認を得なければならない。
2. 前項の申請は、本協会所定の申請書に、スポンサーの名称、業種及び広告の内容、当該広告の体裁、デザイン、色彩等の必要事項を記入の上、申請料を添えて当該チームが所属する都道府県サッカー協会に提出しなければならない。

3. 前二項に基づき承認されたユニフォームの広告は、本協会の承認の日から当該登録年度の終了日まで有効とする。

第7条〔広告の掲示（2）－広告の様式〕

前条に基づく広告の様式は、次の条件によるものとする。

- (1) 広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならない。
- (2) 広告の掲示は一ヶ所につき、一社のみとする。
- (3) 広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。
 - ①シャツ前面： 選手番号の上部又は下部に 300cm² 以下
 - ②シャツ背面： 選手番号の上部又は下部に 200cm² 以下
 - ③シャツ背面裾： 裾に 150cm² 以下
 - ④シャツ左袖： 50cm² 以下
 - ⑤ショーツ前面左： 80cm² 以下

第8条〔広告の掲示（3）－制限及び停止〕

1. 本協会又は公式競技会主催者は、競技規則及び大会要項等により、チームの広告掲示を制限することができる。
2. 掲示される広告は公序良俗に反するものであってはならない。
3. 掲示された広告が不相当であると本協会又は公式競技会主催者が判断した場合には、チームに対し広告掲示を停止させることができる。
4. 第6条に基づき承認された広告に対し、大会要項等により別途広告掲出料の支払いが発生した場合には、チームは当該公式競技会主催者の指示に従うものとする。

第9条〔表示の禁止〕

ユニフォームには、政治的、宗教的又は個人的なスローガン、メッセージ又はイメージを表示してはならない。

第10条〔適用除外〕

日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）、日本女子サッカーリーグ（なでしこリーグ）、および日本フットサルリーグ（Fリーグ）のユニフォームについては、本規程を適用しない。

第11条〔その他〕

本規程に定めがない事項については、競技規則又は大会要項によるものとする。競技規則又は大会要項にも定めがない事項については、本協会又は公式競技会主催者の判断

に従うものとする。

第12条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第13条〔施行〕

本規程は、2012年4月1日から施行する。

第14条〔移行期間〕

前条にかかわらず、本規程の施行後3年間（2016年4月1日から2019年3月31日まで）は、大会主催者の許可を得た場合は、改正前の規程を適用することができる。また、本規程の施行前3ヶ月間（2016年1月1日から2016年3月31日まで）は、大会主催者の許可を得た場合は、改正後の規程を適用することができる。

〔改正〕

2012年 4月12日

2013年 2月 7日

2013年12月19日（2014年4月1日施行）

2015年 7月16日（2016年4月1日施行）

2016年11月10日（2017年2月1日施行）

[別紙]

図1 <チーム識別標章(チーム名/エンブレム)及び選手番号のサイズ>
(本規程 第5条(1)及び(2))



(注) 上記における各表示の配置は一例となる

図2 <製造メーカー識別標章（製造メーカー名／ロゴマーク）の表示>

（本規程 第5条（6）①のイ、②のイ、③のイ）

（ア）（単独のロゴマーク）

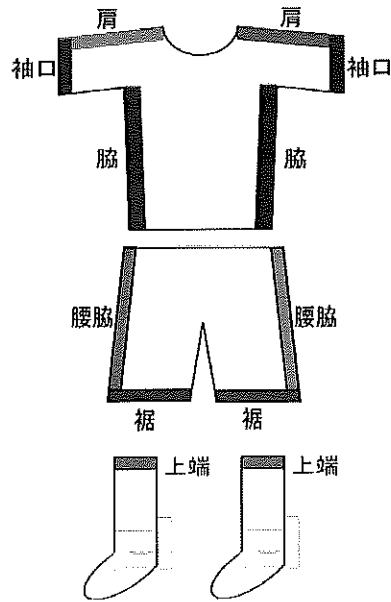
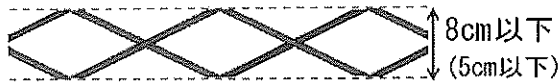


（イ）

I.（同一ロゴマークの連続配置）



II.（帯状のロゴマーク）



※（ア）又は（イ）の形状のロゴマークを、シャツの肩又は脇又は袖口、ショーツの腰脇又は裾、ソックスの上端に表示することができる。

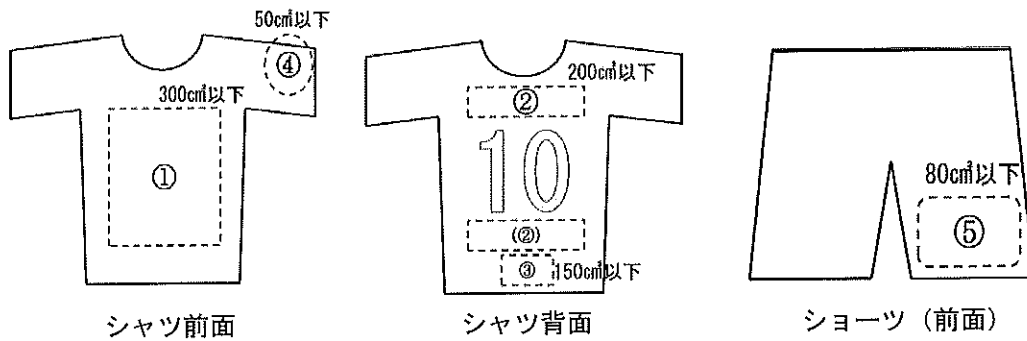
※幅は、シャツ（肩又は脇又は袖口）及びショーツ（腰脇又は裾）の場合 8 cm 以下、ソックス（上端）の場合 5 cm 以下

| | | | | |
|---------|------|-------------|-----------|---------------------------|
| 製造メーカー名 | Star | <i>Star</i> | ★ Star | ★ Star certificated |
| ロゴマーク | ★ | ★ | ▲ | ▭ |

※デザイン中にメーカーの名称を文字情報として含むものは、全て製造メーカー名と見なす。

図3 <広告の掲示（場所及びサイズ）>

（本規程 第7条）



※広告の掲示は上記の五ヶ所に限り、これ以外の場所の広告掲示は認められない。

図4 <表示物及び掲示物のサイズの計算>

原則、表示物及び掲示物の最長辺同士を乗じた面積とする（縦×横）。以下に例を示す。

